資料５－２

低所得高齢者等・住まい生活支援モデル事業の活動内容と課題

社会福祉法人の地域貢献事業

社会福祉法人　相和会
高齢者暮らしのサポートセンター

社会福祉法人　相和会概要

（事業内容）

○養護老人ホーム　1事業所

○特別養護老人ホーム　3事業所

○ショートステイ　1事業所

○ケアハウス（特定施設）　1事業所

○ヘルパー　1事業所

○グループホーム　1事業所

○デイサービス（予防含む）　5事業所

○居宅介護支援　1事業所

○在宅介護支援センター　1事業所
（横手市委託事業）

○保育園　2事業所

事業運営の為の体制作り

事業対象地域： 旧横手市、旧山内村 （計16,069世帯）

地図：横手市「食と農」からのまちづくりプロジェクト ホームページより引用

1）受託法人内の支援基盤体制づくり

平成28年9月1日の事業受託後より、法人内で次のことを検討する

①相談窓口の設置個所、担当職員について

②住まいの困りごとの相談について具体的な支援内容

③生活の困りごとの相談についての具体的な支援内容

④上記②③に対して必要な協力機関、企業

⑤住民周知方法

⑥相談記録用紙等（個人情報保護の同意書含む）

【相談窓口・担当職員】

相談窓口として系列施設に1カ所ずつ、実施地域に計4カ所の相談窓口を設置する。

4カ所の窓口は、夜間の電話対応を含め24時間対応が可能である、特別養護老人ホーム及び居宅介護支援事業所を割り当て、養護老人ホームについては、各系列施設の補助機関とした。

担当職員は施設生活相談員や介護支援専門員等の相談業務を担当できるスキルをもった者とした。

【相談窓口】

①高齢者くらしのサポートセンター　ビハーラ横手　職員1名
（在宅介護支援センター　ビハーラ横手含む）
担当地区　：　横手地域北部

②高齢者くらしのサポートセンター　ビハーラ赤坂　職員2名
（相和会かいご相談センター（居宅）含む）
担当地区　：　横手地域中心部、南部

③高齢者くらしのサポートセンター　鶴寿苑　職員2名
担当地区　：　山内地域

④高齢者くらしのサポートセンター　映月荘　職員1名

相談受付・緊急時対応は24時間体制とし、土日祝日は事務職員等が電話対応、必要があれば担当職員へ連絡する体制とした。
また、名称は横手市指定あり、「高齢者くらしのサポートセンター〇〇」となる。

【具体的な支援内容】

①住まいの困りごとの相談

- 住み替えが必要な際の物件の情報提供など
- 入居の際の事務契約等の支援など
- 引っ越しに伴う支援（業者紹介等）

②生活の困りごとの相談

- 生活上の困りごと
- 介護、福祉、医療の相談や情報提供
- 一人暮らし、高齢者世帯の見守り等の相談

生活の困りごとの相談について、定期の安否確認や訪問、電話対応について、窓口担当職員が主に対応することとしたが、対応件数が多なった場合は法人内で要検討とする。

2）協力民間サービス業者への働きかけ

①住まいの困りごと相談について

・不動産会社、賃貸保証会社の協力の必要性

②生活の困りごと相談について

・食事配達、買い物、交通、家事、訪問理美容、引っ越し、葬儀社等の支援の必要性

↓

民間企業に協力依頼

協力が得られた民間企業

（住み替え）　1社

（賃貸保証）　1社

（安否確認）　2社

（引っ越し・雪下ろし・除雪）　1社

（交　　通）　2社

（買　い　物）　5社

（配　　食）　6社

（葬　　祭）　3社

（訪問理美容）　2社　　合計　23社

緊急通報システム、権利擁護事業等は既存の行政サービス、社会福祉協議会のサービスを利用する。

3）住民周知について

①平成28年10月～平成29年1月に掛け、民生委員を対象に事業説明のため、定例会等へ参加。

②本事業のパンフレットを作成し、平成29年4月　市報に折り込み全戸配布をする。

4）その他の活動

①先進地域の視察等

②地域ケア会議への参加

地域に寄り添い生きていく
社会福祉法人
相和会

低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業
※横手市より委託を受けた事業です

社会福祉法人　相和会

高齢者くらしのサポートセンターのご案内

当サポートセンターでは、横手市にお住まいの一人暮らし又は高齢者世帯の方の（概ね60歳以上の方）を対象に『住まいの困りごと』や『生活の困りごと』について各関係機関等と連携・協働し、ご高齢になっても住み慣れた横手市で安心して暮らし続けられるよう、支援いたします。

住まいの困りごと

高齢で今の家では暮らしにくい

- 住替えが必要な際の物件の情報提供など
- 入居の際の事務契約等の支援など
- 引っ越しに伴う支援（業者紹介）

生活の困りごと

一人暮らし、二人暮らしでの不安

- 生活上の困りごと
- 介護、福祉、医療の相談や情報提供など
- 一人暮らし、高齢者世帯の見守り等の相談

対象者　旧横手市、山内地区の一人暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象とします

利用料金　無料

高齢者くらしのサポートセンター

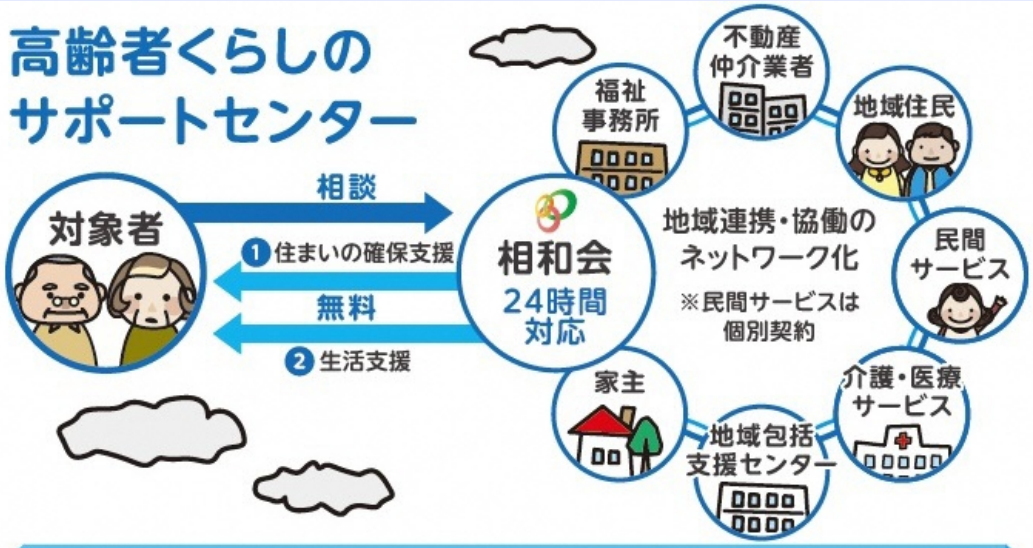

❶ 住まいの確保・住み替えについて

今の住宅では体が弱って暮らしにくいが、高齢で身寄りがない為、なかなかアパートなどの賃貸住宅が借りられない方に対して、物件情報の紹介や入居契約時の事務支援などを行います。

- 物件情報の収集紹介
- 入居契約事務支援
- 引っ越し支援 ※引越し作業は除く

❷ 見守り・生活支援の相談について

一人暮らしの高齢の方、もしくは高齢者世帯の方が抱える生活不安や寂しさなどの軽減を目的に、見守りや生活支援相談を行います。なお、見守りや生活支援相談については、事前の面接、登録が必要となります。

- 定期訪問又は定期連絡
- 相談、緊急時における親族等への連絡等
- 必要時の協働ネットワークとの橋渡しや事務支援

民間サービス ※民間サービスは個別契約になります

暮らしの不安を取り除くために、お気軽にご相談ください。

事業取り組みの成果について

①住まいの困りごと相談について

平成28年度（半年間）の実績

住み替え相談　3件　・・・　内　　住み替えできた　1件

住み替えできず　2件

※住み替えに至らなかった理由・・・　料金的な理由　1件

希望の物件がみつからなかった　1件

相談経由　⇒　居宅介護支援事業所　2件

市役所(生活保護)　　1件

①住まいの困りごと相談について

平成29年度（4月から11月現在）の実績

住み替え相談　8件　・・・　内　住み替えできた　4件

住み替えできず　1件

継続相談中　3件

※住み替えに至らなかった理由・・・　その後連絡なし　1件

相談経由　⇒　居宅介護支援事業所　2件

市役所（生活保護等）　6件

【相談内容について紹介】

ケース(1)

70歳代　男性　独居(生活保護受給者)

自宅を火災で焼失。同市に妹は居るが協力を依頼することが難しく、早急に住む家を探してほしい。

ケース(2)

70歳代　女性　実弟と同居

弟との関係が金銭問題で悪化。弟宅を出るように言われており、住む家を探してほしい。

ケース(3)

80歳代　女性　独居

現在のアパートが老朽化。そのため、次の住む家を探してほしい。

ケース(4)

80歳代　　夫婦(支援ハウス入居)

支援ハウスの生活も長いため、夫婦で住める家を探してほしい。

【平成29年度実績の中から】

～かねや南町ハイツ　火災　　福祉の受け皿～

平成29年8月22日0時50分後、 横手市南町にある かねや南町ハイツが火災。男性管理人を含む入居者25名中、5名が死亡、10人が重軽傷を負った。

入居者は20歳～70代の男性24名。生活保護受給者や精神科の病院に通院している人もいた。障害のある方が多く入居しており、食事や掃除などのサービスも行っていた。横手市内の福祉の受け皿となっていた。

当センターでは、被災された方の内3名の方の住み替え支援を行っている。当センターの役割、存在意義について考えさせられるケースとなった。

横手５人死亡アパート火災、出火原因不明のまま

2017年8月28日 掲載

アパートなどを全焼し、５人が亡くなった横手市南町の火災現場。周辺の木々も焼けて変色し、いまだに焦げた臭いが漂っている＝２８日午後

２２日未明に秋田県横手市南町のアパート「かねや南町ハイツ」などを全焼し、５人が亡くなった火災は、２９日で１週間となる。横手署や市消防本部が実況見分を続けているが、焼け方が激しく、出火場所や原因は依然として不明。１人の遺体の身元も分かっていない。同署はアパートの住人ら複数の目撃証言から、２階から出火したとみて全容解明を急いでいる。

アパートは市民会館の南側駐車場に隣接。柱は全て焼け崩れ、トタン屋根が焼け跡を覆った。屋根が撤去されると真っ黒に焼け焦げた建物の残骸があらわとなり、形をとどめているのは南側にある鉄製の非常階段のみ。アパートを囲む木々は東側に比べ南側と西側がより茶色く変色し、現場には焦げた臭いがいまだに漂っている。

火災は２２日午前０時５０分ごろ、アパートから出火し、木造２階建て約４７２平方メートルを全焼。近くの空き家２棟計約１８３平方メートルも全焼し、隣接する市児童館「わんぱく館」の屋根の一部なども焼いた。５人が死亡し、身元が判明した４人はいずれもアパート２階の住人だった。

避難者や消火活動に当たった消防署員の話からは、２階から燃え広がった可能性や火の回りが早かったことがうかがえる。

（全文 1062 文字 / 残り 558 文字）

© 2017 Akita Sakigake Shimpo.

秋田魁新報電子版
2017年8月28日掲載
より引用

②生活の困りごと相談について

平成28年度（半年間）の実績

相談件数　0件

平成29年度（4月から11月現在）の実績

相談件数　1件　・・・　見守り・安否確認　1件　登録へ

※生活支援については、要支援者、要介護者については担当ケアマネージャーがついて生活全体を見て支援していることから、見守り・安否確認の支援を行っていない。支援したケースで住み替え相談と同時に介護認定を受けるなどしている方もおり、見守り・安否確認登録の実績は伸びていない。

活動における課題

①相談者は行政経由や居宅介護支援事業所経由のみであり、民生委員や地域住民から直接の相談はまだない。窓口のあり方、周知活動について課題を感じる。

（現状対応）　地域ケア会議への参加
事業パンフレットの配布
ホームページへの掲載

②各種企業からの協力の了解は得られているが、低所得者を対象とした本事業において、どのような支援が得られるのか考えていく必要がある。
また、実際に支援が必要になった場合の連携・協働のネットワークを機能させるための関係づくりに取り組む必要がある。

（詳細）　企業トップの承諾は得られたが、実際の窓口担当者が理解していない等　⇒　何度も企業窓口に足を運び関係づくり？

活動における課題

③本事業の住み替え支援においては、「空き家の活用」が望ましいと考えているが、空き家情報を持っていないこと、開拓に時間・経費等を要することから、不動産会社からの低価格賃貸物件の紹介を前提としてすすめている。空き家活用においては、豪雪地帯である横手市の状況から、除雪、雪下ろし、建物の断熱性や暖房の確保なども課題となる。

（詳細）　①相談担当窓口職員が介護保険事業所の相談員等との兼務。

本来の業務に支障の出ない範囲での活動。時間的余裕。

②空家の購入費、維持費等の負担は（借り手が無ければ）

※モデル事業終了後を見据え・・・

活動における課題

④住み替え支援の際、「緊急連絡先」の確保されていないと賃貸アパートを借りられないことについての対応。

（詳細）
賃貸アパートを借りる際、身元保証人、緊急連絡先が必要となる。

身元保証人（家賃不払い等の対応）　⇒　債務保証会社

緊急連絡先（倒れた際などの対応）　⇒　親族等

低所得で身寄りのない方、親族が居ても絶縁状態の方などの相談が多い。その際、当センターが緊急連絡先となって対応する（病院での治療方針等）には無理がある。この方々の緊急連絡先をどうするか。

⇒　生活保護受給者は　福祉事務所長
⇒　他モデル事業実施自治体での取り組みを参考に今後検討

最後に

最近は少しずつ本事業も横手市内の関係者には周知され始め、関係者経由で、母子家庭などからの住み替え相談も2件あった。

今後は高齢者のみならず、母子家庭、障害者、生活困窮者など幅広い方々からの相談依頼も考えられる。そうした際に、相談窓口となっている担当者の専門性も問われることになる。同時に、多岐に渡る専門機関との協力体制（ネットワーク構築）も重要になる。

現状、社会福祉法人の地域貢献事業として出来る範囲で行っているが、今後は、どこまでこの事業を広げられるか、自主事業としてどうやって事業を継続していくかが重要となる。

ご清聴有難うございました。